

## 平成30年4月からの経営事項審査制度の改正に伴う取扱いについて

### ○経営事項審査の改正について

…p 1～6

### ○経営事項審査に係る審査基準の改正に伴う取扱いについて（福井県知事許可業者）

…p 7, 8

### ○営業用大型ダンプ車の申請・届出に関する事業者様向け案内文

…p 9, 10

### ○再審査申立書記載の留意事項

…p 11

### ○再審査申立書様式

…p 12～14

### ○提出書類等一覧

…p 15, 16

# 経営事項審査の改正について

---

## 今後の建設産業政策の方向性

### 業界内外の連携による働き方改革

- 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する
- ・働き方に関する評価の拡充
  - 経営事項審査において、普及状況に留意しつつ、働き方に関する国等の認定制度の取得を評価
  - 経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

### 業界内外の連携による生産性向上

- 書類を簡素化する
  - ・許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化
  - ・生産性向上に関する評価の充実
    - 経営事項審査において、企業における生産性を測る指標を評価項目として設定

### 多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

- 不正が行われない環境を整える
  - ・法律違反への対応の厳格化
    - 法律違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化

### 地域力の強化

- 地域に貢献する企業を後押しする
  - ・地域貢献に関する評価の拡充
    - 経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し
    - 経営事項審査において、維持や除雪の実績の経営規模評価への反映

# 『建設産業政策2017+10』に示された方向性と改正案

## 今後の建設産業政策の方向性

### 業界内外の連携による働き方改革

- 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する
- ・働き方に関する評価の拡充
  - 経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

### 多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

- 不正が行われない環境を整える
  - ・法律違反への対応の厳格化
    - 法律違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化

### 地域力の強化

- 地域に貢献する企業を後押しする
  - ・地域貢献に関する評価の拡充
    - 経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し

## 方向性を受けた経審の改正

### ①W点のボトムの撤廃

現行のW点は、制度上、合計値がマイナスとなった場合は0点として扱われる（マイナス点数として扱われない）が、W点のマイナス値を認める（ボトムを撤廃する）ことにより、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化。

※「W1：労働福祉の状況」、「W2：民事再生法又は会社更生法の適用の有無」及び「W4：法令遵守の状況」に影響

### ②防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大

防災協定を締結している場合（W3）、現行15点の加点であるところ、20点の加点へと拡大

### ③建設機械の保有状況の加点方法の見直し

建設機械を保有する場合（W7）、現行1台につき加点1（最大15点）であるところ、1台目を加点5とし、加点テーブルを見直し（最大15点は変わらず）

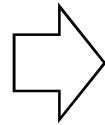
# ①W点のボトムの撤廃(社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化)

## 改正の背景・目的

- 経営事項審査においては、これまでも社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図るため、社会保険未加入企業の社会性（W点）における減点措置と、その厳格化を行ってきたところ。

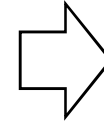
<～H20>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ・賃金不払件数(自己申告)
- ⇒それぞれ15点ずつ減点(計45点)



<～H24>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ30点ずつ減点(計60点)



<H24～現在>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険未加入
- ・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ40点ずつ減点(計120点)

- また、平成20年4月には、企業活動における法令遵守の状況を適切に反映できるよう、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価をしている。

## 改正の概要

社会性等（W点）における点数の算出方法を、以下の通り見直す

現行制度上、「社会性等（W）の合計（右表のA）が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず（ボトムを撤廃し）、マイナス値であっても合計値のまま計算する

- ・社会保険未加入企業への減点措置を厳格化し、より一層の加入促進を図る
- ・法律違反に対する減点措置を厳格化し、不正が行われない環境を整備する

W点の評価項目	最高点 (現行)	最低点 (現行)	最低点 (改正案)
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-120
雇用保険未加入	0	-40	-40
健康保険の未加入	0	-40	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40	-40
...	...	...	...
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-60
...	...	...	...
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	-60
...	...	...	...
W4: 法令遵守の状況	0	-30	-30
...	...	...	...
合計(A)	202	0	-210
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	-1,995

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

## ②防災活動への貢献状況の加点幅の拡大

### 改正の背景・目的

- 国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者は、災害時の24時間待機など自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている。  
 こうした建設業者の「地域の守り手」としての活動を評価すべく、平成18年5月より、国、特殊法人等又は地方公共団体と、災害時における建設業者の防災活動について定めた防災協定を締結している建設業者を社会性（W点）において加点評価している。

### 改正の概要

防災活動への貢献の状況（W3）による評価点数を、以下の通り見直す

現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「防災協定を締結している場合に20点の加点評価」と改める

W点の評価項目	現行		改正案	
	有	無	有	無
W3: 防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)	15	0	20	0

➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割の評価を拡大し、こうした企業を将来にわたって後押しする

### ③建設機械の保有状況の加点方法の見直し

#### 改正の背景・目的

- 地域防災への備えの観点から、平成22年10月より、災害時に使用される代表的な建設機械について、所有台数に応じて社会性（W点）において加点評価している。平成27年4月には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を受け、評価対象とする建設機械を一部拡大している。
- 一方、企業によっては災害時に使用する建設機械を購入すると経営状況（Y点）が低下し、結果として総合評定値（P点）が低下してしまうなど、W点での評価が建設機械保有へのインセンティブにつながっていないケースもある。
- また、大型ダンプ車については、現行は自家用のものしか加点対象となっていないが、建設企業が主として建設業の用途に使用し、災害時に活躍する大型ダンプ車の中には、営業用に区分されているものも存在している。

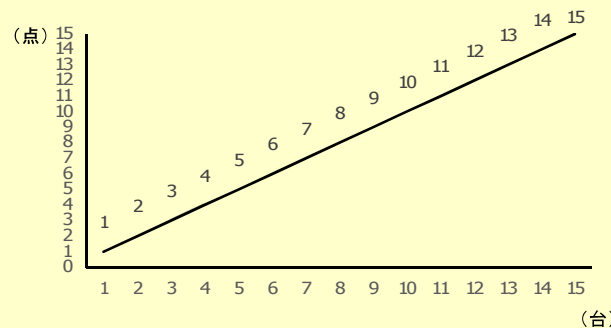
#### 改正の概要

建設機械の保有状況（W7）による評価方法を、以下の通り見直す

- ① 加点テーブルを見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する。

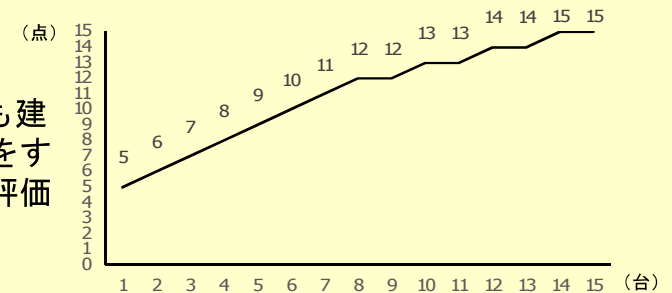
##### 【現行制度】

1台につき加点1  
(最大15点)



##### 【改正案】

少ない台数でも建設機械を保有をする企業を高く評価  
(最大15点)



台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

- ② 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割を評価し、こうした企業を将来にわたって後押しする

## 経営事項審査に係る審査基準の改正に伴う取扱いについて（福井県知事許可業者）

### 1 改正後の基準による経営事項審査の申請受付について

改正後の基準による経営事項審査（新経審）の申請受付は、平成30年4月2日（月）からとします。このため、改正前の基準による経営事項審査（旧経審）の結果通知書を必要とする場合は、平成30年3月30日（金）までに申請してください。

### 2 改正事項に係る提出書類について

#### (1) 新たに評価対象となる建設機械（営業用大型ダンプ車）の保有状況に係る提出書類

- ①建設機械保有状況一覧表（従前から保有する建設機械に追加して記載すること）
- ②所有している場合にあつては、建設機械の売買契約書その他所有していることが確認できる書類の写し
- ③リース契約により保有している場合にあつては、当該申請に係る審査基準日から1年7か月以上の契約期間があることが確認できるリース契約書の写し
- ④自動車検査証の写し

新たに評価対象となる営業用（緑ナンバー）大型ダンプ車とは、以下の条件を満たすものです。

- ア 車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上
  - イ 主として経営する事業を建設業として申請・届出し、表示番号の指定を受けている
  - ウ 車検証備考欄の表示番号の後に（建）と記載されている
- ウの車検証への記載については、管轄する運輸支局等への申請・届出が必要です。

#### (2) その他の改正事項に係る提出書類

なし

### 3 再審査手続について

#### (1) 再審査の対象者

再審査申立ての時点で、改正前の申請による経審結果通知書の有効期間（審査基準日から1年7か月）が残っている者

#### (2) 再審査申立ての受付期間および手数料

【受付期間】平成30年4月2日（月）から平成30年7月27日（金）まで

【手数料】無料

#### (3) 再審査申立てに係る提出書類

- ①経営規模等評価再審査申立書（様式第25号の11）および別紙3…3部（正・副・控）
- ②改正前の申請による経審結果通知書（再審査申立ての時点で有効なもの）の写し  
…3部（正・副・控）
- ③改正事項に係る確認書類（上記2参照）…2部（正・控） ※該当なしの場合は不要
- ④返信用封筒（82円切手貼付）…1部



#### (4) 再審査申立てに係る書類の提出・問合せ先

審査日時等を事前に電話で調整したうえで提出してください。

主な営業所所在地	管轄土木事務所	郵便番号・住所	電話番号
福井市、永平寺町	福井土木事務所 (総務課)	〒910-0853 福井市城東4-28-1	0776-24-5111 (内線320、327)
あわら市、坂井市	三国土木事務所 (総務課)	〒913-0011 坂井市三国町水居17-45	0776-82-1111 (内線410、411)
大野市、勝山市	奥越土木事務所 (総務課)	〒912-0016 大野市友江11-14	0779-66-1221 (内線816)
鯖江市、越前市、 池田町、南越前町、越前町	丹南土木事務所 (総務課)	〒915-0882 越前市上太田町42-1-1	0778-23-4966 (内線336、337)
敦賀市、美浜町、 若狭町(旧三方町)	敦賀土木事務所 (総務課)	〒914-0811 敦賀市中央町1-7-36	0770-22-4661 (内線115)
小浜市、高浜町、おおい町、 若狭町(旧上中町)	小浜土木事務所 (総務課)	〒917-0241 小浜市遠敷1-101	0770-56-2103 (内線115、116)

#### 4 平成29・30年度競争入札参加資格審査における経営事項審査の取扱いについて

既に保有する入札参加資格については、新経審による総合評定値による再審査は行わないこととします。

平成30年5月1日以降の追加申請において使用する総合評定値は、旧経審による総合評定値または新経審による総合評定値のいずれでもよいこととします。ただし、旧経審および新経審のいずれの総合評定値も有する場合は、新経審による総合評定値によることとします。

福井県以外の発注機関における取扱いについては、各発注機関にお問い合わせください。

# 建設業の許可を受け、かつ、営業用 大型ダンプ車両をお持ちの事業者の皆様へ

平成29年12月26日付けで経営事項審査における審査項目が改正され、建設業の許可を受けている事業者が保有する「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」による届出を行っている営業用の大型自動車のうち、主として建設業の用途に使用する車両が、平成30年4月1日から経営事項審査の評価対象とされることになりましたが、対象車両については、車検証備考欄の表示番号の後に（建）と記載されていることが必要となります。（※車体には表示番号のみを表示し、「（建）」を表示する必要はありません。）

車検証への記載が必要な事業者の皆様におかれましては、各運輸支局等（自動車検査登録事務所、神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）に申請・届出が必要になります。

ご不明な点等については各運輸支局等にお問合せ下さい。

なお、手続き別の必要書類及び取扱いは、以下のとおりです。

## ○新たに表示番号の申請を行う場合

必要書類・・・表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、  
建設業許可証の写し

取扱い・・・表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄に（建）表記。

## ○現に使用している営業用ダンプ車に「（建）」を追記する場合

必要書類・・・申請事項変更届出書（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、車検証、  
建設業許可証の写し

取扱い・・・表示番号の変更は行わず、当該ダンプ車の車検証備考欄に手書きで（建）表記、  
及び運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、手書きから印字になります。）

## ○営業用ダンプ車を建設業用に使用しなくなった（営業用ダンプ車の「（建）」を消す）場合

必要書類・・・表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）

取扱い・・・表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄の（建）を二重線で消去し、運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、（建）が車検証に印字されなくなります。）

※お問い合わせ先

### 【制度に関すること】

国土交通省自動車局貨物課

トラック事業適正化対策室

TEL：03-5253-8111（内線：41334）

### 【申請・届出に関すること】

福井運輸支局 輸送・監査担当

TEL：0776-34-1602

番号 00001 A

平成 27 年 7 月 1 日

東京運輸支局長



# 自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日 平成 27 年 7 月 1 日	初度登録年月 平成 27 年 7 月 1 日	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状				
品川 300 さ 1234 車	平成 27 年 7 月 1 日	平成 27 年 7 月 1 日	普通	乗用	自家用	箱型 [001]				
コクド		[999]	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
			4	-	1850	2070				
JPD10-1234567 型 式			長さ	幅	高さ	前荷軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	
			489	181	153	1090	760			
ZBA-JPD10			原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号			
			4 JM	56.00	圧縮水素	17960	0002			
所有者の氏名又は名称	国土交通省									
所有者の住所	東京都千代田区千代田 [99999]									
使用者の氏名又は名称	***									
使用者の住所	***									
使用の本拠の位置	***									
有効期間の満了する日	平成 30 年 6 月 30 日									
備考	<p>[品川]、新規登録 自動車重量税 免税 [27年度税制]平成27年度 新規登録 免税措置済み 次回継続検査時の免税対象 燃料電池車 平成10年騒音規制車 以下余白</p>									

東京 営〇〇〇〇 (建) 小印

手書き+小印

東京 営〇〇〇〇

裏面もご覧下さい

## 再審査申立書記載の留意事項

申立書は、通常の経営規模等評価申請書と同様に全ての項目を記載してください。  
通常の申請書と異なる点は以下のとおりです。

### 1 申請書1枚目

#### ・表題部

<del>経営規模等評価申請書</del> 経営規模等評価再審査申立書 <del>総合評定値請求書</del>
---

※「経営規模等評価再審査申立書」の文言を○（丸印）で囲み、その他の文言を二重線で消してください。

#### ・項番05 申請等の区分

申請等の区分	項番	0	5	4
--------	----	---	---	---

※申請等の区分は「4」を記入してください。

#### ・項番08～14

商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地等が変更となっている場合には新しい内容で記載してください。

### 2 申請書2枚目

#### ・再審査を求める事項等

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。	
審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
平成30年4月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

※1 「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書に係る申請書の「行政庁記入欄」に記載された整理番号を記載してください。

※2 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載してください。

※3 「再審査を求める事項」の欄には、「平成30年4月1日施行の改正に係る事項」と記載し、「再審査を求める理由」の欄には、「制度改正のため」と記載してください。

20001

~~経営規模等評価申請書~~  
**経営規模等評価再審査申立書**  
~~総合評定値請求書~~

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者 \_\_\_\_\_ 印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	-

許可年月日

申請時の番号 02 大臣知事コード 3 国土交通大臣知事許可(一般- ) 第 5 号 平成 年 月 日

前回の申請時の番号 03 大臣知事コード 3 国土交通大臣知事許可(一般- ) 第 5 号 平成 年 月 日

審査基準日 04 平成 年 月 日

申請等の区分 05 4

処理の区分 06 3 5

法人又は個人の別 07 3 (1. 法人) 4 5 10 (千円) 14 15 20 25 2. 個人

商号又は名称のフリガナ 08 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

商号又は名称 09 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ 10 3 5 10 15 20

代表者又は個人の氏名 11 3 5 10

主たる営業所の所在地市区町村コード 12 3 5

主たる営業所の所在地 13 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 14 3 5 10 15 20 電話番号 10 15 20

土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

許可を受けている建設 15 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) (2. 特定)

経営規模等評価等対象建設 16 3 5 10 15 20 25 30



自己資本額 項番 1 7 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] (千円) 13 (1. 基準決算) (2. 2期平均)

基準決算	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] (千円)
直前の審査基準日	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] (千円)	営業利益	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] (千円)
減価償却実施額 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] (千円)	減価償却実施額	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] (千円)

技術職員数 1 9 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] (人)

登録経営状況分析機関番号 2 0 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

経営状況分析を受けた機関の名称 \_\_\_\_\_

工事種別別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 [ ] 号	平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
平成30年4月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_

その他の審査項目（社会性等）

<b>労働福祉の状況</b>								
雇用保険加入の有無	項番 4 1 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無、3.適用除外]						
健康保険加入の有無	4 2 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無、3.適用除外]						
厚生年金保険加入の有無	4 3 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無、3.適用除外]						
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無]						
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無]						
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無]						
<b>建設業の営業継続の状況</b>								
営業年数	4 7 <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> (年)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>初めて許可（登録）を受けた年月日</th> <th>休業等期間</th> <th>備考（組織変更等）</th> </tr> <tr> <td>昭和 年 月 日 平成</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </table>	初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）	昭和 年 月 日 平成	年 月	
初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）						
昭和 年 月 日 平成	年 月							
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無]						
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>再生手続又は更生手続開始決定日</th> <th>再生計画又は更生計画認可日</th> <th>再生手続又は更生手続終了決定日</th> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>	再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日						
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日						
<b>防災活動への貢献の状況</b>								
防災協定の締結の有無	4 9 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無]						
<b>法令遵守の状況</b>								
営業停止処分の有無	5 0 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無]						
指示処分の有無	5 1 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無]						
<b>建設業の経理の状況</b>								
監査の受審状況	5 2 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]						
公認会計士等の数	5 3 <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> (人)							
二級登録経理試験合格者の数	5 4 <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> (人)							
<b>研究開発の状況</b>								
研究開発費（2期平均）	5 5 <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> (千円)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>審査対象事業年度</th> <th>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</th> </tr> <tr> <td><input style="width:100px;" type="text"/> (千円)</td> <td><input style="width:100px;" type="text"/> (千円)</td> </tr> </table>	審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	<input style="width:100px;" type="text"/> (千円)	<input style="width:100px;" type="text"/> (千円)		
審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度							
<input style="width:100px;" type="text"/> (千円)	<input style="width:100px;" type="text"/> (千円)							
<b>建設機械の保有状況</b>								
建設機械の所有及びリース台数	5 6 <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> <input style="width:20px;" type="text"/> (台)							
<b>国際標準化機構が定めた規格による登録の状況</b>								
ISO9001の登録の有無	5 7 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無]						
ISO14001の登録の有無	5 8 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.有、2.無]						
<b>若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況</b>								
若年技術職員の継続的な育成及び確保	5 9 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.該当、2.非該当]						
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>技術職員数(A)</th> <th>若年技術職員数(B)</th> <th>若年技術職員の割合(B/A)</th> </tr> <tr> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(%)</td> </tr> </table>	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)	(人)	(人)	(%)
技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)						
(人)	(人)	(%)						
新規若年技術職員の育成及び確保	6 0 <input style="width:20px;" type="text"/>	[1.該当、2.非該当]						
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>新規若年技術職員数(C)</th> <th>新規若年技術職員の割合(C/A)</th> </tr> <tr> <td>(人)</td> <td>(%)</td> </tr> </table>	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)	(人)	(%)		
新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)							
(人)	(%)							

8 経営規模等評価申請・総合評定値請求に係る提出書類・提示書類一覧(知事許可業者)

省令様式:建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式をいう。  
 通知様式:経営事項審査の事務取扱いについて(平成20年1月31日国総建第269号)別記様式をいう。  
 県様式:福井県が独自に定める様式をいう。

- (1) 提出に当たっては、正1部、副(下表1~8)1部、控え1部 を持参してください。  
 (2) 提出書類は、左側を綴りひも等で綴じてください。

【提出書類】

	提出書類の名称	様式	部数	添付		備考
				正本	副本	
1	<input type="checkbox"/> 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	省令様式第25号の11 20001帳票	2	○	○	
2	<input type="checkbox"/> 審査手数料印紙(証紙)貼付書		1	○		審査手数料相当分の福井県証紙を貼付
3	<input type="checkbox"/> 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	省令様式第25号の11別紙1 20002帳票	2	○	○	
4	<input type="checkbox"/> 工事種類別完成工事高付表	通知様式第1号	2	○	○	該当する場合のみ
5	<input type="checkbox"/> 技術職員名簿	省令様式第25号の11別紙2 20005帳票	2	○	○	
6	<input type="checkbox"/> その他の審査項目(社会性等)	省令様式第25号の11別紙3 20004帳票	2	○	○	
7	<input type="checkbox"/> 経営状況分析結果通知書(原本および写し)	様式第25号の10 10006帳票	各1	○ (原本)	○ (写し)	総合評定値を請求する場合のみ 原本を正本に、コピーを副本に添付
8	<input type="checkbox"/> 工事経歴書	省令様式第2号	2	○	○	下請工事のうち、県内で官公署が発注した公共工事に係るものについては、元請工事の注文者および工事名を併記
9	<input checked="" type="checkbox"/> <b>審査対象となる建設業の種類ごとに、工事経歴書記載の建設工事に係る工事請負契約書等の写し(各業種につき、請負金額上位10件の工事および4,000万円以上の下請工事の分)</b>		4	○	○	
109	<input type="checkbox"/> ①継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 ②労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しで継続雇用制度および定年制度の内容が確認できるもの(雇用者が10人以下の事業所にあつては、これに準ずるもの)	通知様式第3号	1	○		該当者がいる場合のみ
110	<input type="checkbox"/> 技術職員に係る資格者証、講習受講証および実務経験証明の写し		1	○		注1 参照
1211	<input type="checkbox"/> 技術職員に係る健康保険証(事業所名の記載のあるもの)の写しもしくは健康保険組合理事長が各々の個別資格取得日を証明した書面、または国民健康保険被保険者証もしくは後期高齢者医療被保険者証の写し		1	○		該当する場合のみ
13	<input checked="" type="checkbox"/> <b>申請時点で有効な建設業許可通知書の写し</b>		4	○	○	
1412	<input type="checkbox"/> 雇用保険に係る労働保険概算・確定保険料申告書の控えの写しおよび雇用保険被保険者資格取得確認通知書ならびに保険料の領収済通知書等の写し	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ
1513	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書(写)(健康保険・厚生年金保険に加入していない場合は、他の書類(住民税特別徴収税額通知書(写)、所得税源泉徴収簿(写)、雇用保険に係る事業所別被保険者台帳(写)、青色申告決算書のうち、専従者給与額が分かる部分(写)等))	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 審査基準日および審査基準日以前6か月を超える日が確認できるもの
1614	<input type="checkbox"/> 健康保険および厚生年金保険の保険料の領収証書、または納入証明書等の写し	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ
1715	<input type="checkbox"/> 建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ
1816	<input type="checkbox"/> 企業年金制度または退職一時金制度に係る書類であつて次に掲げるいずれかの書類 (1) 中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済団体加入証明書等または労働基準監督署長の印のある就業規則または労働協約の写し(退職一時金規程を含むもの) (2) 厚生年金基金加入証明書、適格退職年金契約の契約書またはその他の企業年金加入証明書の写し	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ
1917	<input type="checkbox"/> 建設労災補償共済制度またはその他の法定外労働災害補償制度の加入に係る証明書の写し	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 注2 参照
2018	<input type="checkbox"/> ①民事再生手続開始決定通知書または再生手続開始決定通知書の写し または ②再生(更生)手続開始決定通知書または再生(更生)手続終了決定を証明する書面	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ
2119	<input type="checkbox"/> 監査の受審状況が分かる書類 (有価証券報告書もしくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写しまたは経理処理の適正を確認した旨の書類)	通知様式第2号	1	○		該当する場合のみ
20	<input checked="" type="checkbox"/> <b>建設業経理士等名簿</b>	<b>県様式</b>	1	○	○	<b>該当する場合のみ</b>
2221	<input type="checkbox"/> 公認会計士等の資格証および登録経理試験合格証明書(いずれも写)	発行官公署の様式	1	○		該当する場合のみ 注1 参照
22	<input checked="" type="checkbox"/> <b>公認会計士等に係る健康保険証(事業所名の記載のあるもの)および雇用保険被保険者資格取得確認通知書(いずれも写)</b>		1	○	○	<b>該当する場合のみ</b>
23	<input type="checkbox"/> 国、特殊法人等または地方公共団体との締結している防災協定書の写し(証明書の場合は、原本)		1	○		該当する場合のみ 注3 参照
24	<input type="checkbox"/> 建設機械の保有状況一覧表	県様式	1	○		該当する場合のみ 注4 参照



提出書類の名称		様式	部数	添付		備考
				正本	副本	
25	<input type="checkbox"/>	建設機械の仕様が確認できるもの(車検証(写)、カタログ(写)、写真等)	1	○		該当する場合のみ
26	<input type="checkbox"/>	売買契約書、譲渡契約書、リース契約書(審査基準日から1年7か月以上のリース期間があるもの)の写し、販売証明書等	1	○		該当する場合のみ
27	<input type="checkbox"/>	特定自主検査記録表の写し(事業内検査の場合は、検査済標章申請時の有資格者の一覧表の写しを含む。)、移動式クレーン検査証の写し、自動車検査証の写し	1	○		該当する場合のみ
28	<input type="checkbox"/>	ISO9001または14001規格に登録されていることを証明する書面の写し(付属書を含む。)	1	○		該当する場合のみ 注5 参照
29	<input type="checkbox"/>	消費税確定申告書控えの写し(税務署の受付印のあるもので直近の事業年度に係るもの)および消費税納税証明書(その1)の写し(直近の1年分)	発行官公署の様式	1	○	
30	<input type="checkbox"/>	(特殊経審・決算変更時のみ) 法人税申告書別表十六(一)および(二)(減価償却費として計上した金額を証明することができる書類)の写し	〃	1	○	
31	<input type="checkbox"/>	直近1事業年度分の財務諸表(原則として税抜き)	1	○		
32	<input type="checkbox"/>	省令様式第17号の2による注記表の写し	1	○		
33	<input type="checkbox"/>	返信用封筒(82円切手貼付)定型	2	-	-	①結果通知書送付用 ②次回経審事前案内用
34		上記の他、申請書類の審査に必要な書類				

提示書類の名称		様式	部数	添付		備考
				正本	副本	
1		工事請負契約書等	-	-	-	
2		工事請負台帳	-	-	-	
3		元帳	-	-	-	
4		預金現金出納帳	-	-	-	
5		法人税または所得税の確定申告書(決算報告書を含む。)の控え(税務署の受付印のあるもので直前1事業年度分)	-	-	-	
6		上記の他、申請書類の審査に必要な書類				

(注)

- 提出書類1+10「技術職員に係る資格者証および実務経験証明書(写)」および提出書類21「公認会計士等の資格証および登録経理試験合格証明書」については、前回の経営規模等評価申請において既に提出している場合には省略することができます。前回の審査基準日以降、新たな技術職員または資格の追加があった場合には、追加分に関するもののみ提出してください。  
なお、監理技術者資格者証および講習受講証の写しについては、更新の有無にかかわらず毎回提出してください。
- 提出書類19「建設労災補償共済制度またはその他の労災保険の加入証明書」について、準記名式の普通傷害保険に加入している場合には、労働災害保険概算・確定保険料申告書(労働保険分)控および領収証書等(いずれも写)も併せて提出してください。
- 提出書類23「国、特殊法人等または地方公共団体と締結している防災協定書」について、加入している団体が国等との間で防災協定を締結している場合には、防災協定書(写)、団体に加入していることを証する書類および防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(団体の活動計画書や証明書等)を提出してください。
- 提出書類24「建設機械の保有状況一覧表」について、経営事項審査の対象となる建設機械は、建設機械抵当法施行令別表のうち、ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーンまたはバイルドライバーのアタッチメントを有するもの)、ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)、トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)およびモーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法で指定する大型ダンプ車(車両総重量8トン以上、または最大積載量5トン以上で、事業の種類として建設業の届出表示番号の指定を受けているものもしくは主として経営する事業を建設業として申請・届出し、表示番号の指定を受けているもの)、労働安全衛生法施行令で指定する移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上のもの)に限ります。  
保有する建設機械の型式の仕様がどの建設機械の区分に該当するかは、あらかじめ当該建設機械のメーカー等にお問い合わせをされた上で、審査対象となる建設機械のみの記載をお願いします。
- 提出書類25「建設機械の仕様が確認できるもの(車検証(写)、カタログ(写)、写真等)」および提出書類26「売買契約書、譲渡契約書、リース契約書(審査基準日から1年7か月以上のリース期間があるもの)の写し、販売証明書等」について、前回申請時と同一の機械の場合省略できるものとする。ただし、保有形態が「リース」の場合、リース契約書(写)は省略できないものとする。
- 提出書類28「ISO9001または14001規格に登録されていることを証明する書面の写し」について、経営事項審査の対象となるのは、認証範囲に経営事項審査で申請する業種のうちいずれかの業種が含まれている場合で、かつ、建設業の許可のある全ての営業所で取得している場合に限りです。  
従って、会社単位で取得していない場合は、建設業許可のある全ての営業所分の写しを提出してください。
- 提示書類については、写しを取らせていただくことがありますので御承知ください。